

## 人・農地プラン（概要）

- 皆さんの地域の農業を発展させていくためには、人と農地の問題を一體的に解決していく必要があります。
- 皆さんの集落・地域において徹底的な話し合いを行って「人・農地プラン」の作成（見直し）を進めましょう。

### 1 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

☆ 集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域において話し合っていただき、次のことを決めていきます。

#### 〈地域における話し合い〉

- 今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- 地域の扱い手は十分確保されているか
- 将来の農地利用のあり方
- 農地中間管理機構の活用方針
- 近い将来の農地の出し手の状況（いつ頃、どのくらい出す意向か）
- 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）の役割分担を踏まえた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）



#### 〈集落における話し合いにあたって〉

- 人・農地プランの範囲は、複数集落や学校区等のエリアが基本ですが、地域の実情を踏まえて旧市町村単位や集落単位など適切なエリアに見直してください。
- 新規就農者や新規参入者（農業法人、企業等）も話合いから参加できるよう、広報、ホームページ等を通じてできるだけ幅広く周知しましょう。

### 2 人・農地プランには、様々なメリット措置があります。

☆ 人・農地プランに位置付けられると、

- 農業次世代人材投資事業（経営開始型）→原則45歳未満の認定新規就農者で独立・自営就農する方  
(※準備型(研修中)は、人・農地プランと関係なく給付します。)
- スーパーJ資金の当初5年間無利子化 → 認定農業者
- 経営体育成支援事業 → 適切な人・農地プラン作成地区で経営改善を目指す中心経営体等の方

☆ 農地中間管理機構に農地を貸し付けると、

- 経営転換協力金・耕作者集積協力金 → 農地を貸し付ける方
- 地域集積協力金 → 地域で一定割合以上の面積をまとめて貸し付ける地域

といった支援を受けることができます。

### 3 人・農地プランは、定期的に見直してください。

☆ プランを決めても、定期的（1年に1回）に見直してください。

○ 一年経てば、状況は変わります。その状況を踏まえて、地域の将来展望が描けるよう見直しをしましょう。



# 人・農地プラン（推進方策）

- 市町村の広報、ホームページによる周知や、地権者、担い手へのアンケート等を通じて、集落・地域内外のできるだけ多くの方に幅広く参加してもらうことが大切。

## 1 人・農地プランは、作成する地域の農業事情に応じて最もふさわしい方法で進めて下さい。



↑ その地域に、今後の地域農業を支える担い手がいれば、これらの経営体も入って、地域農業の将来像をどう描くかを話し合いましょう。

↑ 担い手が十分でない場合は、話し合いを通じて、地域内の農地をできるだけまとまった形で農地中間管理機構へ貸し付けて、地域の農地を見せられる者を見いだしましょう。

## 2 人・農地プラン作成の一一般的な手順

- 集落・地域における話し合いがうまくいかどうかは、市町村、関係機関の事前準備にかかっています。
- 話し合いの前に、農家の意向確認や中心となる経営体の候補との意見交換などを行っておくことがスムーズな話し合いにつつながります。
- 話し合いの日程を前後に公表し、地域に关心を持つ新規参入者や新規参入者に話し合いの段階から参加してもらいましょう。

## 市町村・関係機関が行うこと(例)

- 地域内の農業者に対し、地域農業の将来の見通し〔農地の有効利用、継続可能な経営〕
- 地域農業の今後の方針性
- 今後の地域農業を支える担い手がいるか、足りているか  
〔新規就農等をどうするかなど〕
- 自らの経営や農地を今後どうするか。
- 等をアンケート等で確認。

- 集落における地権者のリーダー役と話し合いの段取りについて打ち合わせた
- 話し合いの日時及び場所をあらかじめ公表

## 集落・地域における話し合い

- 集落・地域内外の多くの方に（経営者だけではなく、奥さんや息子、その地域に関心を示している農業法人、新規就農者等も）参加し、発言してもらう
- 市町村、協議会のメンバーとなる方々も参加
- アンケート結果等を基に、地域農業を支える担い手は誰か
- 担い手は十分いるのか
- 担い手が十分いなければ、新規参入をどうするか
- 農地中間管理機構をどう活用するか
- 担い手とそれ以外の農業者の役割分担を踏まえた今後の地域農業のあり方等を話し合ってもらう。

## 市町村による検討会の開催

- 市町村は、左の話し合いを受けて、人・農地プラン原案を作成
- 市町村は、農業関係機関や農業者の代表で構成する検討会を開催し、原案の妥当性等を審査・検討する。

## 〈検討会メンバー〉

- 地域農業再生協議会のメンバーのほか、必ず大規模個別経営、法人経営者、集落営農の代表者等が出席
- 女性農業者の参画は必須とし、概ね3割以上は女性農業者で構成

- 適当と判断されたものは市町村が人・農地プランとして正式決定
- プランの区域や状況等を公表